

生食発 1208 第 1 号
令和 2 年 12 月 8 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

「女性活躍加速のための重点方針 2016」(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、旧姓の通称としての使用拡大に向けて、政府が必要な取組を進めることとされていることとされております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、全ての行政手続きを対象に、原則として押印を不要とし、デジタルで完結できるよう見直しを行うこととする方針が示されました。

これに伴い、クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 196 号。以下「改正省令」という。)が本日別添のとおり公布され、令和 3 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針 2016」を踏まえ、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者、理容師及び美容師に係る免許証等の各種様式について、旧姓併記を可能とする等の所要の改正を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)で定める各種様式について、申請者等による押印を廃止すること。

第2 改正の内容

(1) クリーニング業法施行規則

クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第5条の規定に基づく別記様式について、免許証に旧姓又は外国人における通称名（以下「旧姓等」という。）を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第9条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づく様式第1号から様式第4号までについて、免状に旧姓等を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。
- ② 同規則第9条第1項、第11条第2項、第12条第2項、第14条の4及び第18条の規定に基づく様式第1号及び様式第4号から様式第5号までについて、申請者等による押印を廃止するものであること。
- ③ 同規則第3条の17及び第25条の16の規定に基づく登録校正機関及び清掃作業監督者講習等登録機関の登録等の状況の官報による公示について、厚生労働省ホームページへの掲載により公示を行うこととする措置を講ずるものであること。

(3) 理容師法施行規則

理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第1条、第3条第2項、第5条第2項及び第6条第2項の規定に基づく様式第1、様式第2及び様式第4について、免許証に旧姓等を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。

(4) 美容師法施行規則

美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第1条、第3条第2項、第5条第2項及び第6条第2項の規定に基づく様式第1、様式第2及び様式第4について、免許証に旧姓等を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。

第3 運用上の留意事項等について

免許証等の氏名に旧姓の併記を希望する者については、申請書等に記入されている旧姓が戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写しに記載されている旧姓と合致することを確認すること。また、外国籍の者で免許証等の氏名に通称名の併記を希望する者については、申請書等に記入されている通称名が住民票の写しに記載されている通称名と合致することを確認すること。

第4 施行期日について

改正省令は、令和3年4月1日から施行すること。

第5 その他

今般の改正の趣旨を鑑み、理容師法施行規則第23条第4号の規定に基づく管理理容師の講習会修了証書及び美容師法施行規則第23条第4号の規定に基づく管理美容師の講習会修了証書についても、旧姓等の併記を可能とすること。

○厚生労働省令第九十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の六、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第五条の六、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七條第五項及びクリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第一項の規定に基づき、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律を実施するため、クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月八日

厚生労働大臣 田村 憲久

クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第一条 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式

クリーニング師免許証

本籍地（都道府県名）

（氏

名）

年

月

日生

昭和二十五年法律第二百七号クリーニング業法によりク

リーニング師の免許を与える。

よつてこの証を交付する。

令和

年

月

日

都道府県知事

印

（都道府県登録第 号）

（備考） 免許の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	
(公示) 第三条の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一 四 (略) 2 前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。	(公示) 第三条の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 一 四 (略) (新設) (公示) 第二十五条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 一 四 (略) (新設)

様式第一号（第九条関係）

（表 面）

収 入 印 紙

（消印しては）
（ならない）

様式第一号を次のように改める。

建築物環境衛生管理技術者免状交付申請書

ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生
旧 姓		通 称 名	
本 籍			
住 所	郵便番号 電話番号 — —		
建築物環境衛生管理技術者となる資格	☒ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した。 （修了年月日 年 月 日） （修了証書番号 第 号）		
	☐ 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した。 （受験年月日 年 月 日） （受験番号 第 号）		

（裏 面）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の欠格事由に該当しないことを誓約します。

1

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 7 条第 3 項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して 1 年を経過しない者

2

建築物における衛生的環境の確保に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しないもの

上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けたいので申請します。

年 月 日

氏名

厚生労働大臣殿

備考 用紙の大きさは、A 列 4 番とする。

様式第二号（第十条関係）

第 号

建築物環境衛生管理技術者免状

本籍地（国籍）

年 月 日生

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7
条第1項の規定によりこの免状を交付する。

年 月 日

厚生労働大臣

印

様式第二号を次のように改める。

備考 免状の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて
記載する。

様式第三号（第十一条関係）

様式第三号を次のように改める。

建築物環境衛生管理技術者免状書換え交付申請書

建築物環境衛生 管理技術者免状 番号及び交付年 月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
旧 姓		通 称 名	
本 籍			
住 所	郵便番号 電話番号 — —		
書換え交付申請 の理由			
上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の書換え交付を受けたいので申請します。 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣殿			

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第四号（第十二条関係）

収 入 印 紙

(消印しては
ならない)

建築物環境衛生管理技術者免状再交付申請書

建築物環境衛生 管理技術者免状 番号及び交付年 月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
旧 姓		通 称 名	
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —
再交付申請の理 由			
上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣殿			

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号の二(第十四条の四関係)

登録講習機関業務休廃止届書

1	登 録 番 号	
2	登録講習機関の名称	
3	届出者の氏名又は名称	
4	届 出 者 の 住 所	電話()
5	(休止・廃止)しようとする業務の範囲	
6	(休止・廃止)年月日	
7	休 止 の 期 間	
8	(休止・廃止)の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
- 2 5、6及び8の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第四号の二を次のように改める。

様式第五号(第十八条関係)

建築物環境衛生管理技術者試験受験願書

第三條 (理容師法施行規則の一部改正)
理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

目次 第一章・第二章 (略) 第三章 理容所等 (第十九条―第二十八条) (略)	改 正 後
	改 正 前

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所	郵便番号	電話番号	- -
受験希望地			
上記により、建築物環境衛生管理技術者試験を受けたいので申し込みます。 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣 殿 指定試験機関			

収入印紙貼り付け欄 (消印してはならない。)
(注) 指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

- 備考 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
- 2 厚生労働大臣が受験手続に関する試験事務を行う場合には厚生労働大臣に、指定試験機関が受験手続に関する試験事務を行う場合には直接当該指定試験機関に提出すること。
- 3 指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

(傍線部分は改正部分)

様式第1

登録年月日	登録番号	収入印紙貼付欄 (消印しないこと)	
※			

理容師免許申請書

理容師試験合格の年月	年 月	合格番号	
------------	-----	------	--

質問事項

理容師免許を受けないで理容の業務を行ったことは 1 ない 2 ある	・行った内容と期間 内容: 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 ・このことによって、罰金刑を受けたことは 1 ない 2 ある (年 月 日に処分を受けた)
理容師免許の取消処分を受けたことは 1 ない 2 ある	・処分された理由: ・処分された年月日: 年 月 日

本 籍 (国 籍)	都 道 府 県			
ふりがな	(氏)	(名)	(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)	
			(氏)	(名)
氏 名				
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)				
生年月日	1 昭 和 2 平 成 3 令 和	年 月 日	性別	1 男 2 女

連絡先
電話番号

()

住所

郵便番号	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
都 道 府 県									
※									

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者
上記により、理容師免許を申請します。
申請日 年 月 日

様式第一を次のように改める。

備考

- ※印欄には、記入しないこと。
- 該当する数字を○で囲むこと。
- この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
(領収証書は、裏面に貼ること。)
- 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
- 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
- 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
- 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第2

様式第二を次のように改める。

名簿訂正・書換え交付 年 月 日	登 録 番 号
※	

収入印紙貼付欄
(消印しないこと)

理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

免許証(免許証明書) を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登 録 第 号	登 録 日 年 月 日	1 昭和	年	月	日
	2 都 道 府 県 知事			2 平成			
	3 令和						

変更が生じた事項

	変 更 前		変 更 後	
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県		都 道 府 県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名				
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)				
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和	年 月 日		
性 別	1 男 2 女		1 男 2 女	
変更の理由	1 氏の変更 2 名の変更 3 本籍の変更 4 性別の変更 5 その他()			

連 絡 先 電話番号	()									
住 所	郵便番号				—					
	都 道 府 県									
※										

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

上記により、理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。

申請日 年 月 日

- 備 考
- ※印欄には、記入しないこと。
 - 該当する数字を○で囲むこと。
 - この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
(領収証書は、裏面に貼ること。)
 - 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
 - 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 - 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
 - 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第4

第四条 (美容師法施行規則の一部改正)
美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

様式第四を次のように改める。

目次 第一章・第二章 (略) 第三章 美容所等 (第十九条―第二十八条) (略)	改正後
目次 第一章・第二章 (略) 第三章 美容所等 (第十九条―第二十七条) (略)	改正前

再交付年月日 ※	登録番号	収入印紙貼付欄 (消印しないこと)			
理容師免許証(免許証明書)再交付申請書					
免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者) 2 都道府県知事	登録番号	第 号	登録年月日	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日
本籍 (国籍)	都道府県				
ふりがな	(氏)		(名)		
氏名					
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)					
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日				
性別	1 男 2 女				
再交付の理由	1 紛失 2 破損 3 汚損 4 焼失 5 その他()				
連絡先 電話番号	()				
住所	郵便番号	—			
	都道府県				
※					

厚生労働大臣
指定登録機関代表者
上記により、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。
申請日 年 月 日

- 備考
- ※印欄には、記入しないこと。
 - 該当する数字を○で囲むこと。
 - 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 - 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 - 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
 - 用紙の大きさは、A4とすること。

(傍線部分は改正部分)

様式第一を次のように改める。

登録年月日

登 録 番 号

※

収入印紙貼付欄
(消印しないこと)

美容師免許申請書

美容師試験合格の年月

年 月

合格番号

質問事項

美容師免許を受けないで美容の業務を行ったことは
1 ない 2 ある (・行った内容と期間 内 容 :

 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
・このことによって、罰金刑を受けたことは 1 ない 2 ある (年 月 日に処分を受けた)

美容師免許の取消処分を受けたことは
1 ない 2 ある (・処分された理由:
・処分された年月日: 年 月 日

本 籍
(国 籍)

都 道
府 県

(氏) (名)

(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)
(氏) (名)

ふりがな

氏 名

旧姓・通称名
(併記を希望する場合)

生年月日 1昭 和 性 別 1 男
 2平 成 2 女
 3令 和

連 絡 先
電 話 番 号

()

住 所

郵便番号 | | | | | | — | | | | | |
 都 道
 府 県
※

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者
上記により、美容師免許を申請します。
申請日 年 月 日

備考

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 該当する数字を○で囲むこと。
- 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
(領収証書は、裏面に貼ること。)
- 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
- 5 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
- 6 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
- 7 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第2

様式第二を次のように改める。

名簿訂正・書換え交付 年 月 日	登 録 番 号
※	

収入印紙貼付欄
(消印しないこと)

美容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

免許証(免許証明書) を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登 録 第 号	登 録 日 年 月 日	1 昭和	年	月	日
	2 都 道 府 県 知事			2 平成			
	3 令和						

変更が生じた事項

	変 更 前		変 更 後	
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県		都 道 府 県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名				
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)				
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和	年 月 日		
性 別	1 男 2 女		1 男 2 女	
変更の理由	1 氏の変更 2 名の変更 3 本籍の変更 4 性別の変更 5 その他()			

連 絡 先 電話番号	()									
住 所	郵便番号				—					
	都 道 府 県									
※										

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

上記により、美容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。

申請日 年 月 日

- 備 考
- ※印欄には、記入しないこと。
 - 該当する数字を○で囲むこと。
 - この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
(領収証書は、裏面に貼ること。)
 - 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
 - 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 - 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
 - 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第4

様式第四を次のように改める。

再交付年月日		登録番号		収入印紙貼付欄 (消印しないこと)			
※							

美容師免許証(免許証明書)再交付申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)		登録番号	第	号	登録年月日	1 昭和	年	月	日
	2	都道府県					2 平成			

本籍 (国籍)	都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)		
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	
性別	1 男 2 女	
再交付の理由	1 紛失 2 破損 3 汚損 4 焼失 5 その他()	

連絡先電話番号	()	
住所	郵便番号	
	都道府県	
※		

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者
上記により、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。
申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
 - 2 該当する数字を○で囲むこと。
 - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 - 4 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 - 5 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
 - 6 用紙の大きさは、A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。